

群馬県ツキノワグマ出没対応マニュアル

令和7年10月 改訂

環境森林部自然環境課

目 次

<u>第1 はじめに</u>	
1 趣旨	2
2 定義	2
<u>第2 平常時対応（出没時の準備）</u>	
1 関係機関の役割	4
2 関係機関の連絡体制の構築	4
3 出没対応時の物品の準備	5
4 情報把握と普及啓発	6
5 緊急銃猟のための準備	6
<u>第3 捕獲方法の判断基準と対応方法</u>	
1 追い払い	12
2 はこわな（捕獲檻）による捕獲	13
3 銃器による捕獲	13
4 麻酔銃猟	15
5 緊急銃猟	16
6 緊急避難的措置	20
<u>第4 出没時対応</u>	
1 クマの生息地（山）や人の生活圏以外での出没	22
2－1 人の生活圏で出没かつ、出没時点では、緊急性がない	23
2－2 人の生活圏で出没かつ、出没時点で緊急を要する	25
(4) 緊急銃猟の流れ	27
<u>第5 人身被害発生時の対応</u>	
1 人身被害情報の把握	31
2 注意喚起	31
3 現場の確認	31
4 捕獲の検討	32
5 原因調査と対策の検討	32

第1 はじめに

1 趣 旨

本マニュアルは、ツキノワグマ（以下「クマ」という。）による人身被害の防止を図るため、クマの目撃・出没時に特化して県、市町村、警察、捕獲従事者（鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）・捕獲隊・専門事業者等）の関係者の役割や対応の指針を定めるものである。地域で、体制や関係性が確立されている場合には、地域での実施方法によることを妨げない。

なお、本マニュアルにかかわらず、クマの保護及び管理については、群馬県ツキノワグマ適正管理計画に基づくものとする。

また、緊急銃猟は、その実施に際しては、環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室が作成した「緊急銃猟ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の遵守を前提とし、本マニュアルでは、緊急銃猟の施行に伴い関係省庁から発出された通知や環境省説明会での質疑応答内容を加味して、緊急銃猟の位置づけやガイドラインの内容を簡易的、補足的に記載したものであることに留意されたい。

2 定 義

本マニュアルで使用する用語の定義または説明は次のとおりとする。

出没：目撃のほか、出没の形跡（足跡、糞等）も含める。

住居集合地域等：鳥獣保護管理法第38条第2項に定める「住居が集合している地域又は広場、駅その他の多数の者の集合する場所」

緊急銃猟：鳥獣保護管理法第34条の2に規定。地域住民の安全確保のための措置を十分に講じた上で、大型獣の中でも特に人身被害を生じさせるおそれの高いクマ・イノシシ（危険鳥獣）について、住居集合地域等よりも広い概念である人の日常生活圏での銃猟をすることを可能とする制度

人の日常生活圏：人が生計を立て、普段活動する過程で行動する範囲であり、具体的には、次の範囲であるが、個別具体的に判断するものである。

・人の日常生活の用に供されている場所

例：住居、広場、生活用道路、商業施設、農地、倉庫、畜舎、ビニールハウス、林業施業地その他の勤務地等

※ 林業施業地は、「人の日常生活圏」に含まれるが、クマの生息地でもあるため、クマの管理施策の実施により、緊急銃猟によらざるを得ない事態の低減に努めることが望ましい。

※ 趣味で山菜を探るために利用される山道、登山道のような、生計を立てるなどする過程で通行する必然性のない

場所は、人の日常生活の用に供されている場所に含まない。

・人の日常生活の用に供されている乗物

例：電車、自動車、船舶等

捕獲従事者：鳥獣被害対策実施隊・捕獲隊・専門事業者等クマの捕獲に従事する者（緊急銃猟を除く）

銃猟従事者：緊急銃猟において、市町村の指示により、銃猟を行う者

第2 平常時対応（出没時への準備）

1 関係機関の役割

出没時に備え、自分の役割や関係機関の役割を把握しておくことがスムーズな対応につながる。

主な役割は表1のとおりであるが、協力・連携して行う。

表1 関係機関の役割

関係機関	役割	具体的な対応例
市町村	出没対応の主体	住民への注意喚起、地元警察署との連絡調整、情報集約、捕獲従事者への追い払い・捕獲依頼、パトロール、現場確認、立入り制限、有害捕獲許可、住居集合地域等における麻醉銃使用申請、情報発信（必要に応じて教育委員会への連絡）
警察	安全確保	パトロール、注意喚起、立入り制限、交通整理、現場確認、情報発信
捕獲従事者 (捕獲隊・実施隊・専門事業者等)	追い払い・捕獲	追い払い・捕獲、麻醉銃猟の実施
県（自然環境課）	市町村支援	県民への注意喚起、情報発信、体制強化、住居集合地域等における麻醉銃使用許可、対応に関する連絡調整、データ収集・整理、県警本部との連絡調整
県（環境森林事務所（森林事務所を含む））		現地立会い、市町村応援、対応に関する連絡調整、地元警察署等との連絡調整
地域住民・学校等	市町村への協力	目撃情報の通報、市町村への協力、保護者への連絡、児童の安全確保

2 関係機関の連絡体制の構築

地域の機関（市町村、警察署、県環境森林事務所）は、狩猟事故防止対策会議等を活用し、出没時に備えて、緊急時（休日、夜間等）の連絡先を確認しておく。また、各機関は、出没時に連絡する必要がある連絡先を確認しておく（例：学校等の教育機関、捕獲従事者）。

なお、連絡体制図は図1のとおり。

地域の機関（市町村、警察署、県環境森林事務所）間の情報共有は、

第1報：市町村の場合 → $\left\{ \begin{array}{l} \text{警察署} \\ \text{県環境森林事務所} \end{array} \right\}$ を原則とする。

第1報：警察署の場合 → 市町村 → 県環境森林事務所を原則とする。

ただし、状況に応じて柔軟に対応する。

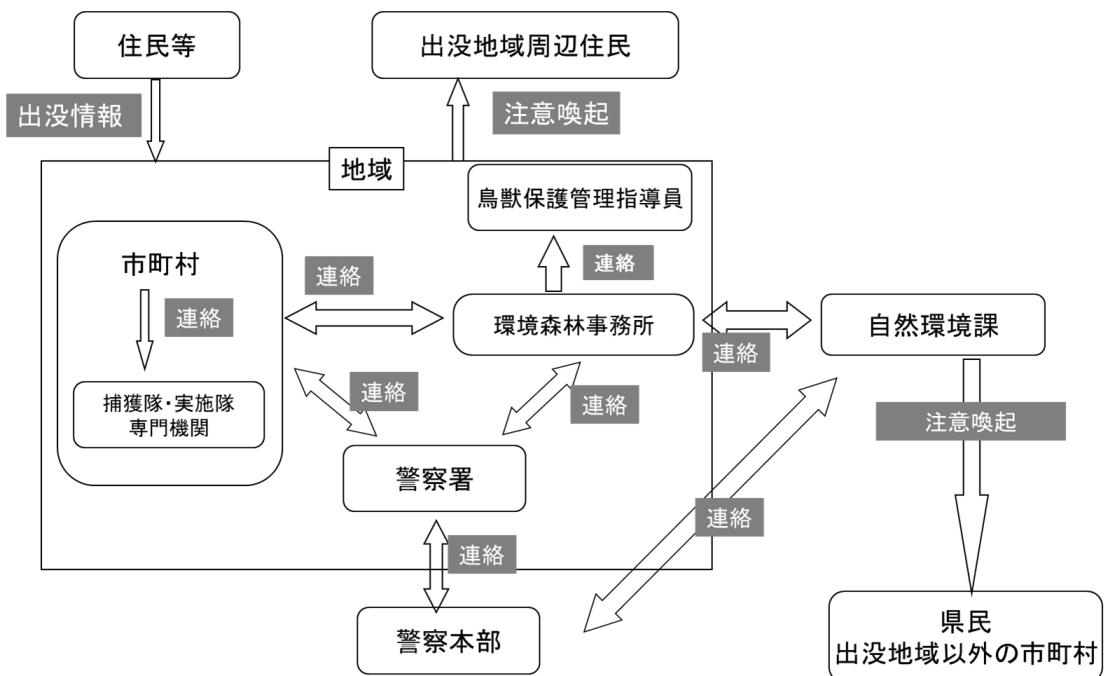


図1 出没時の連絡体制

3 出没対応時の物品の準備

出没時の現場対応に備えて、地域の機関（市町村、県環境森林事務所）は、安全確保のための装備の準備と扱い方法の確認をしておく。

【準備しておく物品例】

- ・無線機又は携帯電話
- ・ヘルメット
- ・シールド（盾）
- ・プロテクター（防刃ベスト含む）
- ・クマ撃退スプレー
- ・動物駆逐用煙火（追い払い用花火）
- ・注意喚起用看板（クマ出没注意、クマ出没中等）
- ・立入り制限の規制用品（立入禁止テープ、カラーコーン、コーンバー等）
- ・救急箱（消毒液、包帯、水、絆創膏等）（軽易な応急措置用）



ヘルメット

シールド

プロテクター

クマ撃退スプレー

動物駆逐用花火

注意喚起用看板

プロテクターの写真は環境省自然環境局「クマ類の出没対応マニュアル」より

4 情報把握と普及啓発

(1) 出没情報の把握

足跡や糞、農作物被害等クマの生息状況や目撃情報を収集する。

対応機関	役割
市町村	情報収集 クマ出没マップへの情報入力
県自然環境課	ホームページ等による情報提供

(2) クマに関する正しい知識の普及啓発

研修会の開催やリーフレットの配布等により、クマの生態や被害防除策などクマに関する正しい知識の情報発信と住民への理解に努める。

対応機関	役割
市町村	住民への研修会の開催 リーフレット配布
県自然環境課	市町村向け研修会の開催 ホームページ等による情報提供

5 緊急銃猟のための準備

(1) 物品

市町村は、上記3に加えて、次のものを準備しておく。

【必須なもの】

- ・証票（ゼッケンや腕章）2種類

※緊急銃猟を行う者と土地に立ち入る者は異なる証票を携帯する必要がある。



【その他の例】

- ・記録用のビデオカメラ等
- ・チェックリスト（ガイドライン掲示のものを原則とする）
- ・トラックなどの車両

(2) 市町村内での役割分担の事前確認

緊急銃猟は、市町村長の判断・責任のもと、実施されるため、市町村にとって多くの役割が求められる。そのため、鳥獣担当係だけでは、対応しきれない可能性が高い。事前に、係だけでの対応ではなく、所属単位、場合によっては、課を越えて、人員の確保及び役割を決めておく必要がある。

求められる役割（ガイドライン P13 参照）

- ・司令塔（緊急銃猟実施の判断、市町村職員・応援従事者への指示）
- ・捕獲（射撃者のほかに、サポートも必要）
- ・通行制限（通行制限の実施・掲示や警察への通報・連携調整）
- ・住民避難（避難の呼びかけ、避難の確認）
- ・現場となる地権者との調整（土地の立入り調整）
- ・広報（通行制限・禁止をした旨及びその理由の WEB 上での発信）
- ・記録（撮影による記録は、捕獲者の希望や承諾が必要）
- ・原状回復（緊急銃猟後の個体処理を含む）

(3) 関係機関との事前調整

ア 県（（環境）森林事務所）（ガイドライン P33～35 参照）

市町村は、県に応援を求めることができ、県は正当な理由がない限り、応援を拒んではならないとされている。

緊急銃猟の実施に当たっては、通行制限、住民への避難の呼びかけなどが必要になることから市町村職員だけでは人員が不足し、県への応援要請が行われることが予想される。なお、応援に従事する県職員は、市町村職員の指揮の下、行動する。

ところで、ガイドライン P33 に応援の具体例として、「指揮命令を発する際に技術的助言を行う」ことが記載されているが、群馬県では、クマの立てこもり事例がほぼなく、事例が蓄積されていないことから、現状では県による技術的助言は難しい状況である。

以上のことから、市町村からの応援要請が想定される場合には県及び市町村は、当日の役割に齟齬がないよう積極的な事前確認を図る必要がある。

（ア）市町村の確認事項

市町村は、どのような応援要請が必要になるか、市町村内で事前確認を行った上で、県と事前確認を行う必要がある。県の応援可能な内容を確認した上、再度、市町村での体制整備を検討する。

【確認事項例】

- ・勤務時間外を含めた県への連絡先及び方法

- ・応援要請するケースの事前の例示
- ・想定される県への応援要請内容（人数、従事内容等）
- ・応援要請に当たり、県側で準備・提供してもらいたい物品

(イ) 県の確認事項

市町村からの応援要請に応えられるよう（環境）森林事務所内で体制を確保する必要がある。

【確認事項例】

- ・市町村からの連絡窓口
- ・所属内での連絡体制
- ・県関係機関（自然環境課等）との連絡体制
- ・動員体制の確保（現場従事者のかたほか、市町村との調整者も含む）
- ・物品（ヘルメット、盾やクマ撃退スプレー等）の確認
- ・鳥獣保護管理法第34条の5に基づく、応援要請の場合に、市町村に費用負担を求めるケースと納付方法の検討。なお、費用負担を求めないことも可能とされている。

そのため、緊急銃猟の実施は、鳥獣保護管理業務の一環と捉え、人件費や旅費等は自所属業務扱いとして負担を求めず、応援を受けたことによって、新たに費用が発生した場合（トラックなどレンタカーを手配した場合や盾等備品の損傷が発生した場合等）には、費用負担の要求の検討をすることを原則とする。

鳥獣保護管理法

（都道府県知事に対する応援の要求等）

第三十四条の五 市町村長は、緊急銃猟をする必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、的確かつ迅速に当該緊急銃猟をし、又は第三十四条の三第一項若しくは前条の規定による措置を講ずるため、応援を求めることができる。この場合において、当該応援を求められた都道府県知事は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 前項の応援に従事する者は、同項に規定する措置の実施については、当該応援を求めた市町村長の指揮の下に行動するものとする。

3 第一項の規定により都道府県知事の応援を受けた市町村長は、当該応援に要した費用を負担しなければならない。

イ 警察

警察は、緊急銃猟による市町村が行った通行制限により渋滞が発生した場合の解消対策や交通規制の情報発信を行う。そのため、通行制限にあたり、警察との連携は重要であり、鳥獣保護管理法施行令においても通行制限を実施する場合には、管轄する警察署長へ通報することが定められている。そのため、市町村は管轄の警察署生活安全部門の緊急銃猟を実施するに当たっての通報連絡先及び方法を確認しておくこと。

なお、通行制限の実施に当たっては、次のとおり警察と協議をすること。

- ・通行制限場所を示す方法は口頭で足りるが、地形の形状から説明が難しい

場合や口頭説明が困難な場合には、説明資料として、地図等の資料を用いる。

- ・通行制限場所については、市町村が現場の状況に応じて決定するが、通行制限場所や範囲等で疑義が生じるときは、警察へ助言を求めることができる。
- ・ガイドラインのとおり、通行制限は市町村が職員又は車両を道路上に配置して行うが、必要がある場合には、警察と現地で調整が可能である。
- ・通行制限は、市町村が主体であり、警察への協力依頼による規制従事は、補助的立場での対応となる。

鳥獣保護管理法施行令

(緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害を防止するための通行の禁止又は制限の手続)

第五条

市町村長は、法第三十四条の四第一項の規定により通行を禁止し、又は制限しようとす
るときは、通行が禁止され、又は制限されるべき場所を管轄する警察署長にその旨を通
報しなければならない。

(4) 銃猟実施者の確保

銃猟従事者は、必要な経験、技能及び知識を有している者であることが要件として定められており、鳥獣保護管理法が定める要件（ガイドライン P15 参照）を満たしている銃猟従事者をあらかじめ確保しておくことが有効である。銃猟従事者が要件を充たしているかは、チェックリスト（ガイドライン P68 参照）を作成し、銃猟従事者にチェック内容に間違いがない旨、署名を求め、書面で確認をすること。

緊急銃猟は、有害鳥獣駆除に当たるため、銃猟従事者が緊急銃猟に使用する猟銃等の銃所持許可に有害鳥獣駆除の用途が付与されていることを必ず確認すること。

なお、夜間（日の出前又は日没後）における緊急銃猟の実施（屋外での装薬銃及び空気銃）には、より厳しい要件が設定されており、特に国等が実施する夜間銃猟安全管理講習の受講も要件となっていることに留意すること。

また、麻酔銃猟は、実施可能な者が非常に限られるため、あらかじめ委託契約等事前の合意をしておくことが望ましい。

緊急銃猟の銃猟従事者の要件

緊急銃猟の種類	要件
装薬銃及び空気銃 (必須項目)	<ul style="list-style-type: none"> 第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許を受けた者 (※ 使用する銃器に必要な狩猟免許) 一年間に二回以上の銃猟又は射撃の練習をしている者 過去3年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用して、クマ、イノシシ又はニホンジカの捕獲を行った経験を有する者
夜間銃猟 日出前及び日没後に実施する場合の追加要件 (屋外において装薬銃又は空気銃で実施する場合に限る)	<p>必須項目に加えて、次の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> 射撃場における五回以上の射撃において、次に掲げるいずれかの範囲（ライフル銃（腔旋を有する部分が銃腔の長さの半分を超えないもの（特定ライフル銃）を除く。）にあっては次のイに掲げる範囲）に全て命中させる技能又はこれと同等の技能を有する者であること。なお、射撃線から標的までの距離は五十メートルとし、射撃姿勢（銃身を架台、土のう等に依託する場合を含む。）は問わない。 イ 標的の中心から2.5センチメートル ロ 標的の中心から5.0センチメートル <ul style="list-style-type: none"> 夜間銃猟安全管理講習として、夜間銃猟をする際の安全の確保に関する知識等について、五時間以上の講習を修了している者
麻醉銃猟	<ul style="list-style-type: none"> 過去3年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用して、クマ、イノシシ又はニホンジカの捕獲を行った経験を有する者

鳥獣保護管理法 (緊急銃猟)

第三十四条の二

3 市町村長は、前項の規定により緊急銃猟を実施させる場合には、第三十九条第一項に規定する狩猟免許を受けた者であることその他の適正に緊急銃猟を実施するために必要な経験、技能及び知識を有する者として政令で定める要件を備える者に緊急銃猟を実施させるものとする。

鳥獣保護管理法法律施行令

第四条

法第三十四条の二第二項に規定する緊急銃猟（法第三十八条第二項に規定する麻醉銃猟（次項において単に「麻醉銃猟」という。）であるもの以外のものに限る。以下この項において単に「緊急銃猟」という。）を実施させる場合における緊急銃猟を実施する者に係る法第三十四条の二第三項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 次に掲げる銃器（法第二条第七項に規定する銃器をいう。次号及び第三号において同じ。）を使用することにより緊急銃猟を実施しようとする者が、それぞれ次に定める狩猟免許（法第三十九条第一項に規定する狩猟免許をいう。）を受けた者であること。

イ 装薬銃 第一種銃猟免許

ロ 空気銃 第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許

二 過去一年以内に銃器による射撃を二回以上した者であること。

三 過去三年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用して、危険鳥獣又はこれに類するものとして環境省令で定める鳥獣（次項において「危険鳥獣等」という。）の捕獲等（法第二条第八項に規定する捕獲等をいう。次項において同じ。）をした経験を有する者であること。

四 日出前又は日没後において、緊急銃猟を建物内以外の法第三十四条の二第一項に規定する住居等又はその付近において実施させるとときは、その適正な実施のために必要な環境省令で定める射撃の技能を有し、かつ、その適正な実施に関する講習で環境省令で定めるものの課程を修了した者であること。

2 法第三十四条の二第二項に規定する緊急銃猟（麻醉銃猟であるものに限る。以下この項において単に「緊急銃猟」という。）を実施させる場合における緊急銃猟を実施する者に係る同条第三項の政令で定める要件は、過去三年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする麻醉銃と同種の麻醉銃を使用して、危険鳥獣等の捕獲等をした経験を有する者であることとする。

(5) 保険の加入

緊急銃猟については、鳥獣保護管理法第34条の6により、市町村長が損失補償を行うことになっている。新たに創設された制度であるため、緊急銃猟に伴い生じた物損が、市町村において加入済みのいわゆるハンター保険の補償対象であるか確認することが必要である。緊急銃猟に伴って発生する物損が、補償対象外である場合には、対象となる保険の加入を検討する必要がある。

**鳥獣保護管理法
(損失の補償)**

第三十四条の六 市町村長は、緊急銃猟の実施又は第三十四条の三第一項の規定による措置のため損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失の補償をする。

(6) マニュアルの作成

マニュアルを整備することで、業務の可視化が進み、課題や改善点が明確に洗い出されるため、緊急銃猟の実施が想定される場合は、マニュアルを整備しておくことが推奨される。

緊急銃猟の実施方法は、ガイドラインに詳細に記載されている。一方、緊急銃猟を行う場面は、緊急事態であることから、迅速に体制を整える必要があり、マニュアルを熟読する時間は確保できないことも想定される。

そのため、市町村独自のマニュアルとして最低限、記載が必要な内容として、想定されるのは次のとおりである。

- ・緊急銃猟に必要な物品の確保（保管場所等わかるように明示）
- ・連絡体制の整備（夜間・閉庁日の市町村職員、関係機関への連絡）
- ・動員体制の整備（必要に応じて、鳥獣担当所属を超えた体制整備が必要）
- ・緊急銃猟実施時の役割分担（指示者、連絡調整、広報、通行制限の動員等）
- ・県や警察など関係機関の連絡窓口の確認
- ・緊急銃猟の実施可能な条件を確認するためのチェックリスト
- ・銃猟従事者の事前確保と要件を確認するためのチェックリスト
- ・銃猟従事者の日当等の待遇

第3 捕獲方法の判断基準と対応方法

出没時の対応の流れは、出没状況や出没場所により「第4 出没時対応」によるが、ここでは、捕獲を検討する際の予備知識として、捕獲方法の判断基準と対応方法の具体的な内容や根拠となる法令を示す。

捕獲方法の判断基準は図2のとおりである。捕獲を検討する際には、出没場所が、鳥獣保護管理法第38条に該当するか否かをまず確認する。その次に、現場の状況で、捕獲の実施の可否や適切な対応方法が決まってくる。

なお、緊急銃猟は、図2に記載の4条件を満たす場合に、必ず実施しなければならないものではなく、クマの捕獲方法の一つの選択肢であることに留意されたい。

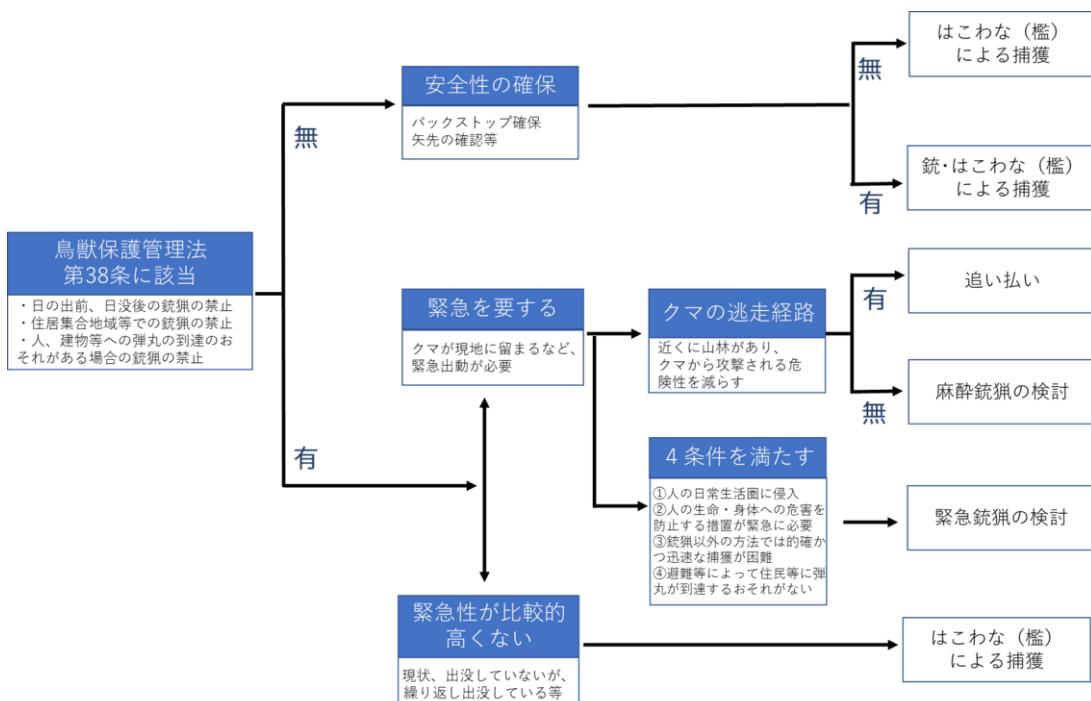


図2 捕獲方法の判断基準

1 追い払い

可能な限り、クマを熟知する実施隊や専門事業者が実施する。追い払いを行う際は、クマに攻撃される危険性を減らすため、クマを取り囲むことはせず、クマが逃走できる経路を確保する。具体的には、クマが移動してきたと思われる方向、山林や河川などがある方向へ誘導する。なお、誘導するルートには、作業者は配置しない。

クマからの攻撃に備え、盾やクマ撃退スプレーを持った補助者を横に配置するなどして、追い払いする人の安全を確保する。

また、追い払い前には、現場付近の人を退去させ、地域住民への注意喚起を行う。

2 はこわな（捕獲檻）による捕獲

はこわなは、クマの捕獲に対応したドラム缶檻や鉄板の檻等を使用する。

捕獲後の対応（放獣・捕殺）は、捕獲許可時に決めておく。

捕殺をする場合には、止め刺し方法（銃、薬殺、電気殺等）を決めておく。

はこわな設置場所の近隣住民には、はこわなを設置することや近づかないことを周知する。

はこわな設置後は、毎日見回り（可能であれば、無線通信式カメラの設置）をし、状況を確認する。

なお、錯誤捕獲（クマが誤って捕獲された場合）の対応（くくりわなを含む）は、人身被害防止を最優先とする。人身被害のおそれのため、殺処分する場合には、必ず捕獲許可を行うこと。

放獣する場合には、原則として、地域住民の理解を得ながら、捕獲した市町村内かつ人里から離れた再出没しにくい場所に放獣する。

3 銃器による捕獲

（1）銃猟が禁止となる場合（鳥獣保護管理法第38条に該当する場合）

鳥獣保護管理法第38条は、次の3点の銃猟を禁止している。

ある行為が法令違反に該当するかは、厳密には裁判の判決により決せられるものであるが、銃器使用の法的妥当性を判断するには、判例を原則としつつ、個別具体的な状況に基づき、検討する必要がある。なお、少しでも疑義がある場合には、自然環境課と必ず事前に協議を行う。

なお、令和7年3月31日環境省自然環境局長通知は、「住居集合地域等」の解釈に地域によっては迷いが生じていることから、その解釈の明確化を図ることを目的として通知されたものであり、住居集合地域等の範囲が拡大されたものではないことに留意を要する。また、当該通知内容は、警察機関にも共有されているが、本通知内容に基づき、銃猟を行う場合には、人間への危害の防止の観点から、必ず適合要件をクリアしているか確認すること。

①日出前及び日没後の銃猟

【判例】

日出及び日没の解釈

事実上の日光の明暗によって、定めるものではなくて、暦でいわゆる日の出入に一致する。（大審院大正11年6月24日判決）

②住居集合地域等での銃猟

【判例】

住居集合地域等（厳密には、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第16条「人家稠密ノ場所」）の解釈

人家と田畠が混在する地域内にあり、発射地点の周囲半径約200メートル以内に人家が約10軒ある場所は、「人家稠密ノ場所」に該当する。（最高裁平成12年2月24日判決）

【令和7年3月31日環自野発第2503315号環境省自然環境局長通知】

「住居」とは、人が居住のために用いている家屋等の場所とされている。このため、畜舎、倉庫、農業用ビニールハウスなど、人が居住しない場所はこれに該当しない。

市街というほど多数の住居が密集している場所だけでなく、住居と農地が混在するような場所であっても相当数の住居が集まっているなど、銃猟による危険性が高い場合は、「住居集合地域等」に相当する。

一方で、銃を発射した地点の周囲に相当数の住居が集まっているも、

- ・銃を発射した地点から発射した弾丸の到達するおそれのある範囲が住居と混在していない山野、農地、水面等であり、
- ・銃を発射した地点から発射した弾丸の到達するおそれのある範囲内において立ち入り規制等によって人を待避させる措置を講じるなど、人の生命・身体に危険を及ぼすおそれが解消されている

場所は法第38条第2項の制限に抵触しないものと解釈される。

こうした人の生命・身体に危険を及ぼすおそれを解消する措置を行うにあたっては、その確実を期すため、地域住民並びに市町村及び警察等の関係機関に銃猟の概要を事前に伝達した上で、関係機関と連携すること。

③人、ペット・家畜などの動物、建物、自動車等が弾丸の到達するおそれのある範囲にある場合

【判例】

具体的危険性の有無

銃丸の達すべき虞れのある人畜、建物、汽車、電車若しくは艦船に向かってする銃猟行為一切を、その行為の具体的状況のもとにおける具体的危険の有無を問わず、禁止するものである。（東京高裁昭和49年5月21日判決）

【令和7年3月31日環自野発第2503315号環境省自然環境局長通知】

弾丸の到達するおそれのある人、飼養若しくは保管されている動物、建物若しくは電車、自動車、船舶その他の乗物が、弾丸の到達するおそれのある範囲内にあるときは、これらの方向に向かって銃猟することは極めて危険であることから禁止されている。

これらの近傍で銃猟を行う場合には、銃猟の射撃場所や方向等をあらかじめ決定し、弾丸の到達するおそれのある範囲にこれらが存在しないよう措置する必要があり、必要な場合には弾丸の到達するおそれのある範囲に人が立ち入らないよう、地域住民への事前周知等の具体的な措置を行うこと。

鳥獣保護管理法 (銃猟の制限)

第三十八条　日出前及び日没後においては、銃器を使用した鳥獣の捕獲等（以下「銃猟」という。）をしてはならない。

2　住居が集合している地域又は広場、駅その他の多数の者の集合する場所（以下「住居集合地域等」という。）においては、銃猟をしてはならない。ただし、次条第一項の許可を受けて麻醉銃を使用した鳥獣の捕獲等（以下「麻醉銃猟」という。）をする場合は、この限りでない。

3　弾丸の到達するおそれのある人、飼養若しくは保管されている動物、建物又は電車、自動車、船舶その他の乗物に向かって、銃猟をしてはならない。

（2）安全性の確保

住居集合地域等ではない地域での捕獲の場合であっても、銃の使用による捕獲従事者及び周辺住民の安全性を確保する必要がある。

矢先の危険防止のため、バックストップを確保する。

弾丸を発射する角度は、地面への撃ち下ろしを基本とする。やむを得ない場合には、弾の種類による最大到達距離の範囲内の安全確保を図る。

周囲や矢先に人がいないことを確認する。

必要に応じ、道路の封鎖や住民の避難誘導を行う。なお、通行の禁止又は制限をする場合には、事前に警察署へ通報する。

4 麻酔銃猟

(1) 麻酔銃の使用

クマからの攻撃に備え、緊急時に対応する銃器を保持した者を安全確保者として配置する。

麻酔銃の使用は、麻酔薬の種類及び量により鳥獣保護管理法第36条の危険猟法に該当する場合がある。その場合、同法37条に定める危険猟法の許可が必要となるが、環境大臣の許可であるため、クマの出没時には、現実的ではない。

そのため、クマの出没時の麻酔銃の使用は、危険猟法に該当しない麻酔薬の種類及び量を検討する。

加えて、麻酔銃猟を実施する際には、鳥獣保護管理法第9条に基づく捕獲許可（クマは人畜被害に限り、市町村長権限）が必要となることに留意されたい。

鳥獣保護管理法

（鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可）

第九条 学術研究の目的、鳥獣の保護又は管理の目的その他環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする者は、次に掲げる場合にあっては環境大臣の、それ以外の場合にあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。

一 第二十八条第一項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区の区域内において鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をするとき。

二 希少鳥獣の捕獲等又は希少鳥獣のうちの鳥類の卵の採取等をするとき。

三 その構造、材質及び使用の方法を勘案して鳥獣の保護に重大な支障があるものとして環境省令で定める網又はわなを使用して鳥獣の捕獲等をするとき。

（危険猟法の禁止）

第三十六条 爆発物、劇薬、毒薬を使用する猟法その他環境省令で定める猟法（以下「危険猟法」という。）により鳥獣の捕獲等をしてはならない。ただし、第十三条第一項の規定により鳥獣の捕獲等をする場合又は次条第一項の許可を受けてその許可に係る鳥獣の捕獲等をする場合は、この限りでない。

（危険猟法の許可）

第三十七条 第九条第一項に規定する目的で危険猟法により鳥獣の捕獲等をしようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。

(2) 住居集合地域等での麻酔銃の使用

住居集合地域等での麻酔銃の使用は、鳥獣保護管理法第38条の2第1項の都道府県知事の許可を受けなければならない。

【麻酔銃許可の考え方】

住居集合地域等における麻酔銃猟の対象は、ニホンザルが想定されており、原則、自由に動ける状態のうろついているクマについては許可しない。その理由は、大型獣類への麻酔銃の使用は、麻酔薬の効力が現れるまでに時間を要することから、捕獲等の従事者が反撃を受けたり、地域住民への

危害等を含む甚大な二次的被害が発生したりする可能性があるためである。

住居集合地域等でのクマへの麻醉銃の使用は、麻醉銃を撃った際のクマの反撃等による人命に関わる危険性等を踏まえてもなお安全かつ確実に麻醉銃の使用が可能と判断される場合、具体的には、はこわなや小屋等の狭い閉鎖空間に閉じ込められ、行動が著しく制限されており、捕獲等の従事者及び周辺住民の安全が確保できる場合などが想定される。

なお、住居集合地域等における麻醉銃の使用を想定したはこわな等の設置については、事前に自然環境課に相談されたい。

麻醉銃を使用する際の留意点

- ①クマの半径 10m 以内に、射手と安全確保者以外は入らないこと
- ②周辺住民や関係者への危害防止に努めること。
- ③現場責任者を配置し、必要な体制や装備を準備して実施すること
- ④周囲の状況をよく確認し、特に跳弾には注意すること
- ⑤通勤通学者が被害に遭わないように、進入路等について配慮すること
- ⑥事故が発生した時には、速やかに地元警察署に通報すること
- ⑦外れた弾は確実に回収し、麻醉の徹底管理を行うこと

鳥獣保護管理法

(住居集合地域等における麻醉銃猟の許可)

第三十八条の二 住居集合地域等において、鳥獣による生活環境に係る被害の防止の目的で麻醉銃猟をしようとする者は、第九条第一項に規定するもののほか、都道府県知事の許可を受けなければならない。

5 緊急銃猟

(1) 想定される実施可能な状況

緊急銃猟は、実施可能性の検討（4つの条件の適合性判断）、実行のための作戦（通行制限や避難範囲の決定、関係機関等との調整、住民への周知等）（※ガイドラインでは「計画」と記載されているが、行政計画との混乱を避けるため、本マニュアルでは「作戦」と表現）が必要となる。このことから、緊急銃猟は、クマが出没し、現場にクマが確認できることをもって、直ちに銃猟ができるわけではなく、作戦会議などの協議により、条件を整えた上ではじめて、実施できるものである。このようなことから、緊急銃猟が実施可能な状況は、建物への立てこもりなど膠着状態になっている場合や、河川敷などに出没して、跳弾のおそれのない柔らかい土のバックストップが確保できるなど安全確保が確実にできる場合が想定される。

なお、警察官職務執行法第4条に基づく命令は、単にクマが出没しただけではなく、クマが子供に接近している場合等、現実・具体的であって、危険が現に差し迫っている、特に急を要する場合に限られることから、人の安全確保が条件となる緊急銃猟とは両立しない。つまり、緊急銃猟か警察官職務執行法の命令かという二者択一の状況は生じないことになる。

(2) 実施するための4つの条件

令和7（2025）年に鳥獣保護管理法が改正され、次の4つの条件を全て満たす場合には、鳥獣保護管理法第38条が適用除外となる緊急銃猟が市町村の判断で実施可能となる。なお、下記条件①の条件を満たした場合には、②及び③の条件は、「基本的には該当することになると考えられる」とされているが、緊急銃猟実施の判断に当たっては、該当性を確認し事後に説明できるように整理すること。

緊急銃猟制度は、4つ目の条件として「銃猟によって人に弾丸の到達するおそれ、その他の人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがないと認めるとき」に実施できるものであり、緊急銃猟の実施判断時に、跳弾の発生を含め人身被害の発生のおそれが事前に把握または想定できる場合には実施してはならない。

【緊急銃猟が実施可能な条件】（ガイドライン P51～P65、チェックリスト P63）

- ① 危険鳥獣が、住居、広場その他の人の日常生活の用に供されている場所又は電車、自動車、船舶その他の人の日常生活の用に供されている乗物に侵入していること又は侵入するおそれが大きいこと

「人の日常生活の用に供されている」場所又は乗物であるかは、個別具体的に判断する必要があるが、一般的には、人が生計を立てるなどする過程で通過し、又は滞在する蓋然性が高い場所であれば、「人の日常生活の用に供されている」と解される。具体例は、本マニュアル第1～2の「人の日常生活圏」を参照。

「侵入するおそれがある」ではなく、「侵入するおそれが大きい」と規定されている理由は次のとおりである。

現に山野にいるようなクマについても「いつか人の日常生活圏に侵入するおそれがある」として、抽象的なおそれがあるに過ぎないような場合に緊急銃猟の要件に適合すると解することは緊急銃猟の制度趣旨に沿わないためである。

そのため、危険鳥獣の状態、動静、出没歴等の諸般の状況に鑑みて侵入の蓋然性が高いといえる場合に限って当該要件に適合することとすべきである。

- ② 当該危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があると認める場合

クマが人の日常生活圏に侵入した場合には、人の生命身体に危害を生ずるおそれが大きいため、基本的には当該要件に該当することとなる。ただし、クマの個体の動静や健康状態等に照らし、緊急銃猟をする必要があるとまではいえない場合も考えられる。その具体例としては、追い払い等により、現に人の生活圏の外に危険鳥獣が逃走しようとしており、当該個体の状態から見て、当該個体が再度侵入するおそれが将来的にも十分に低いと考えられるような場合が挙げられる。

なお、住居集合地域等において、クマがはこわなに入っている状態ではクマの動きを確実に固定できているとはいえない場合があり、はこわなを移動させ、はこわな内のクマの止めさしをしようとする行為には捕獲従事者に危険が伴うため、「人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置」を講じる必要があるといえる。また、人の日常生活圏にクマの入ったはこわな等を設置したままにしておくことは生活環境保全上適当ではなく、また、長時間放置しておくことによって、はこわなが壊されるおそれもあることから、「緊急に」対処する必要があるといえる。

③ 銃猟以外の方法によっては的確かつ迅速に当該危険鳥獣の捕獲等をすることが困難であること

「銃器」には、麻酔銃が含まれる。

「銃猟以外の方法」とは、例えば、はこわなや網、吹き矢を使用した捕獲等である。

「的確」は、合理的に考えて十分に確実性が高く、かつ危険を伴わない手段で、という趣旨である。また、クマが侵入した場合に、はこわな等の設置から捕獲等に至るまで時間を要する猟法によって対処することは迅速性を欠く場合があり、危害の防止の観点から必ずしも適当ではないことから、「迅速に」とされている。

銃器以外の猟法を用いて的確に危険鳥獣の捕獲等ができる場合には緊急銃猟をすることは認めない趣旨であるが、上記を踏まえ、「銃猟以外の方法」で「的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等をすることが困難」ではない方法とは、吹き矢を用いた麻酔により安全に不動化できる場合等が該当し得る。ただし、吹き矢を用いた麻酔は法第36条の危険猟法には該当するため、危険猟法に係る許可や毒物及び劇物取締法の手続等が必要となる。

④ 銃猟によって人に弾丸の到達するおそれ、その他の人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがないと認めるとき

銃器の使用による人の生命身体に対する危害が防止され、人の生命身体の保護を侵害するおそれがないことが客観的かつ合理的に確認できている場合に限って認めるものである。

「人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれ」とは、例示例挙している「人への弾丸の到達」のほか、例えば、引火物や爆発物に弾丸が到達し、火災や爆発が生じることによって人の生命身体に及ぶ危害も含まれる。

鳥獣保護管理法

第三章の二 緊急銃猟

(緊急銃猟)

第三十四条の二 市町村長（特別区の区長を含む。以下この章において同じ。）は、危険鳥獣が、住居、広場その他の人の日常生活の用に供されている場所又は電車、自動車、船舶その他の人の日常生活の用に供されている乗物（以下この項において「住居等」という。）に侵入していること又は侵入するおそれが大きいことを把握し、かつ、当該危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があると認める場合において、銃器を使用した鳥獣の捕獲等（以下「銃猟」という。）以外の方法によっては的確かつ迅速に当該危険鳥獣の捕獲等をすることが困難であり、かつ、第三十四条の四の規定による措置その他の措置を講ずることにより銃猟によって人に弾丸の到達するおそれその他の人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれないと認めるときは、住居等又はその付近において、当該危険鳥獣について銃猟をすることができる。

2～4（略）

5 緊急銃猟として実施する行為については、第八条、第十五条第四項、第十七条、第三十五条第二項及び第三項並びに第三十八条の規定は、適用しない。ただし、同条第三項（弾丸の到達するおそれのある人に向かってする銃猟の制限に係る部分に限る。）の規定については、市町村長の指揮を受け、人の生命又は身体に危害を及ぼすことがないように当該緊急銃猟を実施する場合に限る。

（3）既存の捕獲許可との関係

緊急銃猟には、鳥獣保護管理法第9条の捕獲許可は不要である。

麻酔銃による緊急銃猟を実施する場合にも、同法第38条の2に基づく、県の麻酔銃使用許可は不要である。なお、緊急銃猟での麻酔銃猟は、夜間でも可能となっている（ガイドラインP15の表5の下の※印、P68の表17の夜間銃猟部分の（麻酔銃猟をする場合を除く））が、クマが衰弱して動かない、拘束されてい

る、人とクマとの間が隔離できる場合等、麻醉銃が安全に使用できる場面に限られることに留意すること。

(4) はこわな等で捕獲されたクマの止め刺し及び錯誤捕獲との関係

次のような場合には、緊急銃猟の枠組みにより、はこわな等で捕獲されたクマ等を止め刺しすることはあり得るとされている（ガイドライン P58～59）。

- ・建物内にクマが侵入した場合で、建物内に爆発物がある場合や建物の構造等からクマが視認できない場合その他銃猟が選択できない場合において、まずは建物の入り口にはこわなを設置して、一度わなで捕獲した上で、銃による止めさしをする場合
- ・人の日常生活圏でシカやイノシシを対象としたわなにクマが錯誤捕獲された場合
- ・その他、人の日常生活圏に出現したクマについて、銃猟を実施できる人材が直ちに現場に向かえない状況で、一時的に設置したわなで捕獲できた場合 等

しかし、緊急銃猟の枠組みとは、銃猟従事者が証票を携帯していることやチェックリストによる銃猟従事者の要件を満たすことの確認、市町村長からの指示による銃猟の実施、通行制限等の安全措置やそれに伴う関係機関との協議などが必要となる。例えば、クマの錯誤捕獲があった場合で、単に市町村職員が銃猟に立ち会っただけという場合には、緊急銃猟の枠組みとはいはず、鳥獣保護管理法違反に該当する可能性があるため、止め刺しのために、緊急銃猟という名目で正しい手続きを踏まない銃猟を行ってはならない。

なお、イノシシの場合には、鳥獣保護管理法第9条の捕獲許可に基づく、はこわなの捕獲の止め刺しには、緊急銃猟は適用できないことに留意すること。

(5) 補償関係

緊急銃猟の実施及び土地の立入りにより、物損や万が一の人身事故が発生した場合、市町村が損失を補償・賠償することになっている。

緊急銃猟は、法律に基づく正当な業務行為であるため、発射された弾丸による物損や他人の土地に立ち入り、又は障害物を除去することによって通常生じると考えられる物損は鳥獣保護管理法第34条の6に基づき、損失補償の対象となる。一方、緊急銃猟の実施には、「銃猟によって人に弾丸の到達するおそれ、その他の人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがないと認めるとき」が条件となっており、万が一、人身事故が発生した場合には、故意又は過失が問題となり、国家賠償法に基づき、市町村に対して賠償請求がなされる。

いずれの場合においても緊急銃猟は、銃猟を行うことの決定や、そのための安全確保措置などを市町村長の責任で行うものであり、また、銃猟従事者は市町村名の入った腕章等の証票を着用することで、市町村の指揮下にある

ことを明確にした上で、銃猟を実施する。このことから銃猟従事者個人が民事責任を負うものではないとされている。

また、緊急銃猟の実施主体は、市町村長であることから、結果として物損が生じた場合であっても、猟銃の所持許可者に対し、原則として行政処分は行われないことになっている。

なお、人身事故が発生した場合の刑事責任については、司法判断に委ねられる事から、違法性が阻却されるとは必ずしも断言できないことに留意されたい。

6 緊急避難的措置

(1) 警察官職務執行法第4条第1項の措置

現実・具体的に危険が生じ特に急を要する場合には、警察官職務執行法第4条第1項（以下「警職法第4条」という。）を根拠に、人の生命・身体の安全等を確保するための措置として、警察官が捕獲従事者に対し猟銃を使用して住宅街に現れたクマを駆除するように命じることは行い得るものと解されている。

ただし、警職法第4条の適用は、最終手段であり、銃器以外でのあらゆる捕獲方法を検討、実施してもなお、捕獲ができない場合に初めて適用が視野に入ってくるものであり、積極的な猟銃使用を可能とするものではない。

また、警察官が現場へ同行する必要があること、現場に同行した警察官による即座の適用判断は困難であること、周囲の安全確保・銃猟の発射による危険防止に努めることが必要であることから、適用に当たっては、警察だけではなく、県、市町村の行政等関係機関との入念な協議が必要となる。

想定される場面として、クマが公園等に出没し、人に近づいている場合などがあげられる。

警察官職務執行法 (避難等の措置)

第四条 警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雜踏等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。

(2) 緊急避難（刑法第37条）

警察官よりも先に捕獲従事者が現場に臨場する場合も想定されるため、捕獲従事者の判断で緊急避難の措置として、猟銃等を使用してクマを駆除することは妨げられないとされている。

しかし、緊急避難は、現在の危難を避けるための、止むを得ない行為であることを理解し、法の規定・趣旨を著しく損ない、あるいは逸脱したり拡大

解釈したりすることがない様、留意する必要がある。

刑法

(緊急避難)

第三十七条　自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずに行った行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えた場合に限り、罰しない。ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第4 出没時対応

クマ出没時から人身被害が発生した場合の一連の対応イメージは図3のとおりである。具体的対応は、事例分けによる。

なお、「1－（4）捕獲の検討」、「2－1－（3）捕獲の検討」、「2－2、2－3の（3）現場対応（緊急銃獵以外）」は、「第3 捕獲方法の判断基準と対応方法」の考えに基づいた対応を示している。「2－2（4）緊急銃獵の流れ」は、ガイドラインに基づいた一連の流れをまとめたものである。

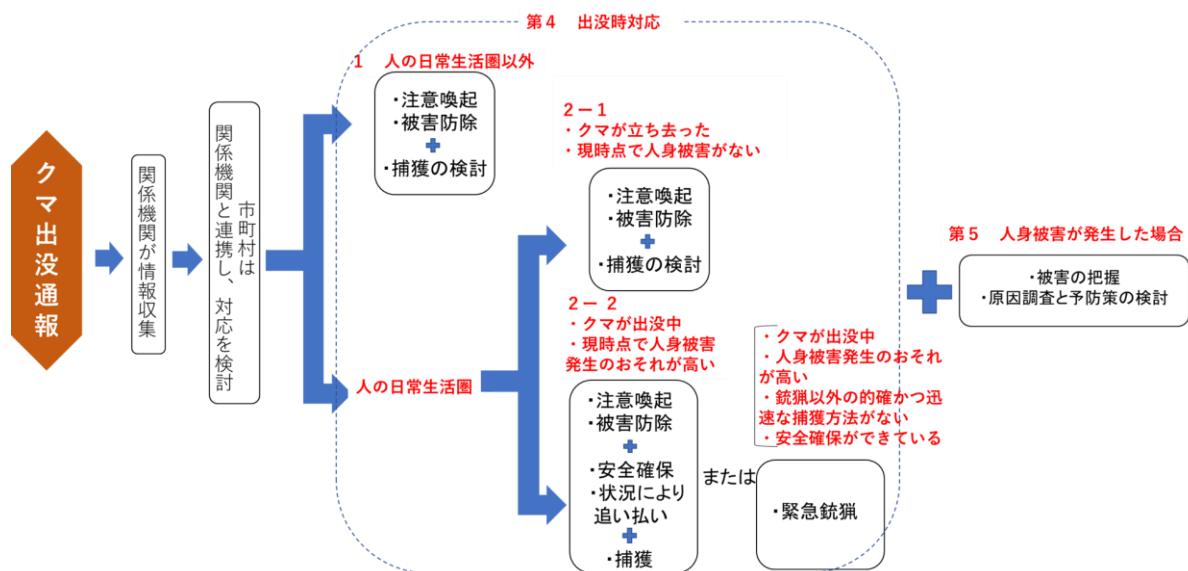


図3 出没時の対応フロー図

出没時の対応は、危険性、緊急度により、次の3パターンに分ける。

- 1 クマの生息地（山）や人の日常生活圏以外での出没
- 2 人の日常生活圏での出没
 - (1) 出没時点では、緊急性がない
 - (2) 出没時点で、緊急を要する

1 クマの生息地（山）や人の日常生活圏以外での出没

想定事例：登山道でクマの目撃が頻発している

（1）出没情報の把握

住民等から出没情報を受けた地域の機関（市町村、警察署、環境森林事務所）は、次の必要な情報を聞き取る。

- ①出没日時
- ②目撃場所及びその状況
- ③目撃頭数
- ④クマの状況（どこから現れて、どこを通って、どこに行ったか、何をしていたか）
- ⑤通報者（氏名、住所、電話番号等の連絡先）
- ⑥人身被害の有無
- ⑦痕跡（足跡、糞、食跡等）

市町村以外の地域の機関が出没情報を受けた場合は、市町村へ情報共有を行う。

（2）注意喚起

出没状況に応じて、次の注意喚起を行う。

- ①立て看板等の設置による注意喚起
- ②近隣住民等へ情報提供（ホームページ、防災無線、回覧板等）

対応機関	役割
市町村	立て看板等による注意喚起 回覧板等による情報提供
県自然環境課	ホームページや報道提供等による注意喚起

（3）入山自粛の呼びかけの検討

行政が住民に対して、一律入山を禁止する法的根拠はない。そのため、原則、入山自粛の依頼となる。ただし、地権者の意向を確認し、立ち入り禁止を表示することは可能である。この場合、民有地の場合には、地権者の特定に時間がかかる場合が想定されることから、国・県・市町村有林に限って、立ち入り禁止とすることが現実的である。

なお、地権者が立ち入り禁止とした場所に、正当な理由なく入った者は、軽犯罪法に抵触するおそれがある。

軽犯罪法

第一条 左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。
三十二 入ることを禁じた場所又は他人の田畠に正当な理由がなくて入つた者

対応機関	役割
市町村	入山自粛の検討・調整 立て看板等の設置 回覧板等による情報提供
県環境森林事務所	市町村支援 県有林入山自粛の調整
県自然環境課	ホームページ等による注意喚起

(4) 捕獲の検討

農林業被害の発生等により必要があれば、捕獲を実施する。

捕獲方法は、はこわな（ドラム缶檻を含む）または、バックストップの確保等安全性が確保できる場所の場合には、銃器（装薬銃）を検討する。

対応機関	役割
市町村	捕獲隊等への出動依頼 捕獲許可（人畜被害に限る）
県環境森林事務所	捕獲許可（人畜被害以外）
捕獲従事者	捕獲行為の実施

2-1 人の日常生活圏で出没かつ、出没時点では、緊急性がない

（クマが現地にいない場合）

想定事例：クマ出没の痕跡等があるが、既に立ち去っている

連日、クマの出没が発生している

(1) 出没情報の把握

上記第4-1-(1)と同様の情報を聞き取る。

市町村以外の地域の機関が出没情報を受けた場合は、市町村へ情報共有を行う。

市町村は、必要に応じて、群馬県クマ出没マップへ情報を入力する。

(2) 注意喚起

出没状況や出没場所の周辺環境に応じて、次の注意喚起を行う。

①地元住民等へ迅速な情報提供

（メール、注意看板の設置、SNS、ホームページ、防災無線等）

②パトロール（広報車による街宣、学校の通学路の見回り等）

③リーフレットや回覧板等による呼びかけ

具体的には、朝・夕の外出回避
 鈴等音が出るものやクマ撃退スプレーの携帯
 被害防除対策の徹底
 例： 農作物残渣、生ゴミ等誘引物の除去
 実のなる木(柿、栗等)の実の除去
 電気柵の設置（農地への被害・誘引物対応）
 蔽等の刈り払い(見通しをよくする)

対応機関	役割
市町村	地元住民等への注意喚起 パトロール
警察	パトロール
県環境森林事務所	鳥獣保護管理指導員へパトロール依頼
県自然環境課	県域に係る注意喚起

(3) 捕獲の検討

連日、出没しており、人身被害の発生のおそれが高まっている場合などには捕獲を実施する。

捕獲方法は、はこわな（ドラム缶檻を含む）。ただし、捕獲後の止め刺しは、住居集合地域等に該当する場合又はそのおそれがある場合には、麻醉銃による不動化の上、銃によらない方法（電気止め刺し機、ナイフなど）で実施又は、住居集合地域等外に移動の上、銃で実施する。

住居集合地域等での麻醉銃の使用を前提としたはこわなの設置は、事前に県に連絡をする。

対応機関	役割
市町村	現場確認、注意喚起、捕獲許可 捕獲隊等への出動依頼 住民の安全確保 パトロール・交通規制 県への事前連絡（麻醉銃使用）
捕獲従事者	はこわなの設置 捕獲後の止め刺し
警察	パトロール・交通規制
県環境森林事務所	現地応援、連絡調整
県自然環境課	麻醉銃の使用許可
麻醉銃使用事業者	麻醉銃による不動化

2-2 ・人の日常生活圏で出没かつ、出没時点で緊急を要する (クマが現地により、緊急出動が必要な場合)

想定事例：住居集合地域等で、クマがうろついている
クマが建物に立てこもっている

・緊急銃猟を実施する

想定事例：クマが建物に立てこもっており、かつ住民の避難等により
銃猟による人身被害発生のおそれがない状況を確保できる

(1) 出没情報の把握

上記第4-1-(1)と同様の情報を聞き取る。

市町村以外の地域の機関が出没情報を受けた場合は、市町村へ直ちに通報する。

県環境森林事務所は、地元警察署へ情報共有されているか確認する。

(2) 注意喚起

次の注意喚起を行う。

- ①地元住民等へ迅速な情報提供（メール、SNS、ホームページ、防災無線等）
- ②パトロール（広報車による街宣、学校の通学路の見回り等）

対応機関	役割
市町村	地元住民等への注意喚起 パトロール、報道対応
警察	パトロール
県環境森林事務所	鳥獣保護管理指導員へパトロール依頼 隣接市町村への注意喚起
県自然環境課	県域への注意喚起

(3) 現場対応

次のとおり、安全の確保を図った上、捕獲を検討する。

- ①地域の機関（市町村、警察署、県環境森林事務所）は、情報を把握次第、現場に急行する。
- ②装薬銃の使用が可能か（鳥獣保護管理法第38条に該当するか）確認する。
- ③出没現場が、人の日常生活圏である場合には、緊急銃猟実施の可否を判断する。（緊急銃猟の実施は「(4)緊急銃猟の流れ」参照）
- ④現地の立入り制限や交通規制、近隣住民の避難措置等を行い、住民の安

全確保を図る。

- ⑤装薬銃が使用できない場合には、追い払いや監視による周辺の安全確保を図る。装薬銃の使用が可能な場合には、バックストップの確保や弾丸の角度等を確認する。
- ⑥建物への立てこもりや交通事故等により、クマの行動域が制限されており、捕獲従事者及び近隣住民の安全性が確保できる状態の場合には、麻酔銃での不動化を検討する。
- ⑦あらゆる手段を検討した結果、有効な手段がなく、かつ人の生命、身体に危険を及ぼすおそれがあり、緊急の対処が必要な場合には、警察官職務執行法第4条第1項に基づく命令を検討する。

対応機関	役割
市町村	現場対応の主体（現場責任者） 現場への立入り制限、交通規制 住民の避難措置 報道対応 捕獲隊等への出動依頼 捕獲許可
警察	現場への立入り制限、交通整理 住民の避難措置 警職法第4条第1項に基づいた命令
捕獲従事者	追い払い、捕獲行為の実施
県環境森林事務所	現地応援・連絡調整
県自然環境課	麻酔銃の使用許可
麻酔銃使用事業者	麻酔銃による不動化

(4) 緊急銃猟の流れ

①市町村が緊急銃猟の検討

- ・緊急銃猟の実施の可否の確認

この段階では、緊急銃猟の4つの条件のうち、「人の日常生活圏への侵入」、「緊急性」、「銃猟以外の方法困難」の確認までとする。

「安全の確保」については、現場で確認する。

- ・緊急銃猟の実施のための作戦を検討する。

現場を確認した上で、地図を見ながら、安全確保の方法や発砲する向き等に加えて、職員配置や県への応援要請等を検討する。

②県への応援要請

作戦検討の結果、市町村のみでは対応できない場合（所属を超えた市町村全体で動員体制を整備してもなお、交通整理や住民退避の呼びかけ要員が不足する場合等）、県への応援要請を行う。なお、応援要請の際には、必要人数、応援従事者の役割を伝える。

応援の具体例

- ・住民避難を呼びかける。また、その際に車を運転する。

③安全の確保

- ・人への弾丸の到達を回避するため、実施範囲を設定する。

射撃方向、バックストップ確保の方法、跳弾、有効射程距離、最大到達範囲等を考慮して、緊急銃猟の実施範囲を設定する。

クマが移動し、実施範囲を外れた場合には、緊急銃猟を中止する。

- ・通行制限や住民避難の範囲を確定する。

弾丸の到達範囲、弾丸が引火物等に到達することによる火災や爆発、被弾したクマの暴れによる人身被害を考慮して、範囲を確定する。その範囲内の住民を退避させ、立ち入らないよう呼びかける。

範囲設定の考え方は、ガイドライン P39～P43

- ・通行制限等をする前に関係機関との事前連絡や住民への周知を行う。

鳥獣保護管理法施行令において、通行制限等を行う場合に、当該場所を管理している管理者等への連絡等することが規定されている。

なお、鳥獣保護管理法施行令において、市町村が通報することが定められている警察署については、警察庁が各都道府県警本部長あてに「市町村から通報があった場合は、必要に応じて迅速に所要の対応を行うこと」と通知している。また、同令で市町村が協議することが定められている鉄道事業者については、国土交通省が管内鉄軌道・索道事業者の安全統括管理者あてに「市町村からの協議に応じること」と通知している。

通行制限の実施について、適当な場所及び一般の供覧に資するように、ウェブサイト（市町村ホームページ又はSNS等）で通行制限を行う場所、期間、制限の内容を明示する。

- ・通行制限などの安全確保措置及び銃猟従事者等の安全確保に必要な措置をとる。

通行制限の実施を行う。また、銃猟従事者の安全確保のため、クマとの距離や回避場所の確保を行う。装備の配置などを行う。

ガイドラインに示されている連絡が必要な管理者等

制限場所の事例	関係機関（管理者等）	対応
通行制限等をする場所	管轄する警察署	通報
制限場所に鉄道が敷設	鉄道会社等	協議（警察への通報前）
道路等管理が妨げられる	道路管理者	事前連絡
国指定鳥獣保護区	地方環境事務所	連絡

ホームページ又はSNS等における周知文例

「令和〇年〇月〇日（〇）〇時頃より、〇〇町の〇〇交差点の周囲において、出没したクマの捕獲等のため、通行制限を行います。クマ及び銃猟による危険があるため、近づかないよう、お願ひいたします。」

鳥獣保護管理法施行令

（緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害を防止するための通行の禁止又は制限の手続）

第五条

市町村長は、法第三十四条の四第一項の規定により通行を禁止し、又は制限しようとするときは、通行が禁止され、又は制限されるべき場所を管轄する警察署長にその旨を通報しなければならない。

2 前項の場合において、当該場所に鉄道が敷設されているときは、同項の規定による通報前にその施設を管理する者に協議しなければならない。

3 法第三十四条の四第一項の規定による通行の禁止又は制限は、適当な場所にその旨及び理由その他環境省令で定める事項を掲示し、かつ、禁止し、又は制限すべき場所への通路に市町村の職員又は車両を配置し、その他その場所とその他の場所とを明確に識別できる方法により行わなければならない。

4 市町村長は、法第三十四条の四第一項の規定による通行の禁止又は制限をしたときは、環境省令で定めるところにより、前項の規定により掲示した事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない

④緊急銃猟の条件の確認

チェックリスト（ガイドライン P63 参照）により、緊急銃猟の条件（特に安全確保）を満たしているか確認をする。この時点において、緊急銃猟による人身事故の発生可能性の把握または想定がないことが必要である。

⑤銃猟従事者への指示

- ・緊急銃猟を実施させる要件を満たしているかチェックリスト（ガイドライン P68 参照）により、確認し、署名を求める。
- ・銃猟従事者に証票（ゼッケン又は腕章）を交付する。なお、安全確保ができない段階等で証票を交付することは避ける。

⑥土地の立入りや障害物の除去

必要に応じ、私有地へ立ち入る際には、銃猟従事者とは区別できる証票を身につける必要がある。

鳥獣保護管理法

(緊急銃猟等のための土地の立入り等)

第三十四条の三 市町村長は、緊急銃猟をし、又は緊急銃猟により捕獲等をした危険鳥獣の適切な処理をするために必要な限度において、その職員に他人の土地に立ち入らせ、若しくは障害物を除去させ、又はその職員以外の者に委託して他人の土地に立ち入らせ、若しくは障害物を除去させることができる。

2 前項の規定による措置を実施する者は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

⑦緊急銃猟の実施

市町村の指示の範囲内において、銃猟従事者が射撃する角度や射撃するタイミングを判断する。ただし、緊急銃猟は市町村の指示のもと行うものであり、責任は市町村にあることになる。

市町村は、安全確保措置が引き続き講じられているか確認し、クマが移動するなど安全確保ができない状況となった場合は中止の判断を行う。

⑧安全確保措置の解除、損失確認等

緊急銃猟終了後、通行制限等安全確保措置の解除を行う。緊急銃猟による損害が発生していないか確認する。

⑨損失補償手続き

損失があり、被害者が損失を求めた場合には、補償を行う。

⑩実績の記録

再発防止策につなげるため、侵入ルートや誘引物の有無等の調査を行う。

第5 人身被害発生時の対応

1 人身被害情報の把握

人身被害発生の通報を受けた地域の機関（市町村、警察署、環境森林事務所）は、次の必要な情報を聞き取る。一般的には、住民→消防→警察→市町村の情報共有が想定されるため、一次的には可能な範囲で聞き取り、市町村は、隨時、より詳細な情報を収集する。

- ①被害発生日時
- ②被害場所
- ③加害クマ頭数
- ④クマの状況（どこから現れて、どこを通って、どこに行ったか、何をしていたか）
- ⑤被害者の特定
- ⑥被害者の被害の状況

2 注意喚起

次の注意喚起を行う。

- ①地元住民等へ迅速な情報提供（メール、SNS、ホームページ、防災無線等）
- ②教育委員会への連絡（集団下校や保護者への送迎の依頼等）
- ③パトロール（広報車による街宣、学校の通学路の見回り等）
- ④リーフレットや回覧板等による呼びかけ（被害防止策の普及啓発）

対応機関	役割
市町村	地元住民等への注意喚起 パトロール、報道対応
警察	注意喚起 パトロール
県	県域に係る注意喚起

3 現場の確認

- ①地域の機関（市町村、警察署、県環境森林事務所）は、情報を把握次第、現場に急行する。
- ②現地周辺の安全確保と周知広報
- ③被害者や関係者への聞き取り、被害状況や現地の痕跡等の確認

対応機関	役割
市町村	地元住民等への注意喚起 パトロール、報道対応
警察	注意喚起 パトロール
県環境森林事務所	鳥獣保護管理指導員へパトロール依頼
県自然環境課	県域に係る注意喚起

4 捕獲の検討

- (1) 現場周辺でクマがうろついている場合には、捕獲を積極的に検討する。
捕獲の手順は、第4-2-2-(3)と同様とする。
- (2) 人の日常生活圏の被害発生で、継続して、出没する可能性がある場合には、捕獲を積極的に検討する。
捕獲の手順は、第4-2-1-(3)と同様とする。
- (3) 人の日常生活圏以外での被害発生の場合は、原則、捕獲はしない。ただし、その被害状況や誘引物を除去しても執着する場合や誘引物の除去が難しい場合には、捕獲を検討する。
捕獲の手順は、第4-1-(4)と同様とする。

5 原因調査と対策の検討

被害者への聞き取り、被害発生現場及びその周辺環境を調査し、事故の原因を明らかにすることに努め、再発防止策を検討する。県は、検討結果等を県内市町村に情報共有を図る。

対応機関	役割
市町村	被害者への聞き取り、現場調査
県自然環境課	市町村支援、他市町村への情報共有

令和6年 9月
令和7年 10月

策定
改訂（緊急銃猟制度創設に伴う改訂）